

「生きる」を創る。

Aflac

パンフレット

2022年4月版

Web限定

商品の特長

診断保障充実プラン  
スタンダードプラン

保障内容

オンラインプラン

ご契約後のサービス

支払事由

Q&A

# 生きるための がん保険 Days 1

がん治療を  
幅広くサポートする  
がん保険。



契約年齢

満18歳~満69歳  
(インターネットによる  
通信販売の場合)

この保険は、「がんの保障」を希望されるお客さまに  
おすすめの商品です。

商品内容がお客さまのご希望(ご意向)に沿っている  
かご確認ください。

ご意向に沿わない場合やご不明点がある場合は、  
募集代理店までご連絡ください。

アフラックの正式社名は、アフラック生命保険株式会社です。

本商品はアフラックを引受保険会社とする生命保険で、預金ではありません。

**! はお客さまにとくに確認いただきたい項目です。**

ご契約の前に「契約概要・注意喚起情報」とあわせて必ずご確認ください。

# アフラックについて

40年以上、がん保険にこだわりを持ち続けているアフラックだからこそできることがあります。

保有契約件数



お支払い実績 **がん保険によるお支払い金額**  
1営業日あたり平均

**12.0億円**

2020年度の1年間に、アフラックのがん保険を通してお支払いした保険金・給付金などの金額は2,929億円でした。これは、1営業日\*1あたり平均12.0億円のお支払いをしている計算になります。

\*1 アフラック営業日数：244日(2020年度)

# がん治療のポイント

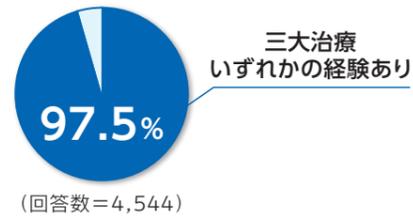
医療技術の進歩により、がん治療も多様化しています。

## 1 三大治療

がん治療は、一般的に**三大治療(手術、放射線治療、抗がん剤・ホルモン剤治療)**を組み合わせで行います。

がん治療を経験された方のうち**9割以上**が、三大治療のいずれかを受けています。

■がん治療経験者の三大治療の受療割合\*2

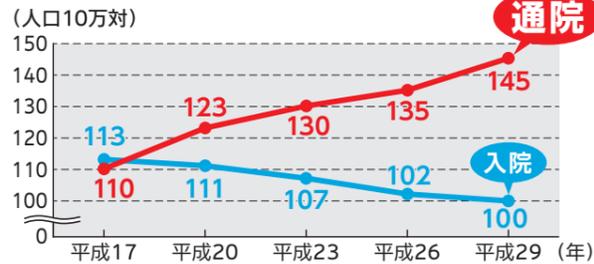


## 2 通院治療

医療技術の進歩により、**通院によるがん治療が増加**しています。

仕事を続けながら、がん治療を行うことも可能になってきました。

■がん(悪性新生物)の外来受療率・入院受療率の推移\*3



## 3 長期間の治療

抗がん剤・ホルモン剤治療は**長期間の通院治療が必要になる**ケースもあり、治療費が高額になる場合があります。

例えば、乳がんの場合、手術前後に放射線治療、抗がん剤・ホルモン剤治療を**組み合わせ**せ、長期にわたって治療を行う場合があります。

■乳がん治療の一例



※治療内容・期間・組み合わせは、個々の患者の方の病期や病状により異なります。

**「がん」は、再発・転移など治療が長引く心配もあります。治療費に加えて、治療費以外の費用\*4も発生します。**

# 生きるためのがん保険Days1について

多様化するがん治療にあわせたがん保険です。経済的負担が大きいと考えられるケースや治療費以外の費用にもしっかり備えることができます。

## 選べるプラン・特約

女性は <女性がん特約>を付加できます。

基本保障	一時金の手厚いプラン <特定診断給付金特約>付き	生きるためのがん保険 Days1 診断保障充実プラン +<がん先進医療特約>	「女性特有のがん」による所定の手術に備えたい <b>女性がん特約</b>	3~6ページ
	標準的なプラン	生きるためのがん保険 Days1 スタンダードプラン +<がん先進医療特約>	「女性特有のがん」による所定の手術に備えたい <b>女性がん特約</b>	
	高額療養費制度 適用後の医療費にあわせて備えたい	治療給付金でがん治療をまとめて保障するプラン	アフラックの生きるためのがん保険 Days1 ALL-in オールインプラン*5 +<がん先進医療特約>	

+ ご希望にあわせて特約を付加できます。

長期治療に備えたい <b>特定診断給付金特約</b>	再発や長期治療に備えたい <b>診断給付金複数回支払特約</b>	がん治療の副作用や手術による外見の変化に備えたい <b>外見ケア特約</b>
緩和ケアの費用に備えたい <b>緩和療養特約</b>	がん治療中の保険料負担を軽減したい <b>特定保険料払込免除特約</b>	

※スタンダードプランには<特定診断給付金特約>は付加できません。付加する場合は診断保障充実プランのご案内となります。  
※オールインプランには<緩和療養特約>は付加できません。<がん治療保障特約>で所定の緩和療養を保障します。

\*2 がん罹患者およびその家族へのアンケート調査(2019年6月アフラック実施)  
\*3 厚生労働省「患者調査(平成17年、20年、23年、26年、29年)」※平成23年の数値は、宮城県石巻医療圏、気仙沼医療圏および福島県を除いた数値です。  
\*4 差額ベッド代・交通費など

\*5 オールインプランは、<がん治療保障特約>が付加された「生きるためのがん保険Days1」のプランであり、がん治療を幅広くまとめて保障します(所定の支払事由に該当する必要があります)。

商品の特長

診断保障充実プラン  
スタンダードプラン

保障内容

オールインプラン

ご契約後のサービス

支払事由

Q & A

# がん治療にあわせて しっかり備えるプラン



● 保障が始まるまで3カ月の待ち期間があります。  
 ● 保障が始まる日以後に診断確定されたがん(悪性新生物)・上皮内新生物(大腸の粘膜内がん、子宮頸部の上皮内がん、乳腺の非浸潤がんなど)の保障となります。  
 ● 特約のみのお申し込みはできません。〈特定診断給付金特約〉、〈診断給付金複数回支払特約〉および〈特定保険料払込免除特約〉の中途付加はできません。  
 ※支払事由・支払限度などについては、11~12ページ「支払事由」、13~14ページ[Q&A]、「契約概要・注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

**保障内容** 入院給付金日額 5,000円  
 ●入院給付金日額は、5,000円から10,000円の範囲で1,000円単位でお選びいただけます。

診断保障充実プラン  
 スタンダードプラン  
 + <がん先進医療特約>

●● プランに組み込まれた保障 ○○ 付加可能な保障

基本保障	保障内容	診断保障充実プラン / スタンダードプラン		お支払いする金額			保険期間		
		●	○	がんの場合	上皮内新生物の場合	その他			
基本保障	診断	診断給付金	●	●	一時金として 50万円	5万円	がん・上皮内新生物それぞれ1回限り	終身 (一生涯保障)	
		特定診断給付金*1*2	●	○	一時金として	50万円	1回限り		
	入院	入院給付金	●	●	1日につき	5,000円	日数無制限		
		通院	通院給付金	●	●	1日につき	5,000円		①所定の治療*3のための通院は日数無制限 ②所定の通院期間中(365日以内)は日数無制限
	手術・放射線治療特約		手術治療給付金	●	●	1回につき	10万円		一連の手術については14日間に1回を限度回数無制限
		放射線治療給付金	●	●	1回につき	10万円	60日に1回を限度回数無制限		
	抗がん剤・ホルモン剤治療特約	抗がん剤治療給付金*1	●	●	治療を受けた月ごと	5万円	更新後の保険期間を含め通算300万円まで		
		ホルモン剤治療給付金*1	●	●					
	がん先進医療特約	がん先進医療給付金*1	○	○	1回につき	先進医療にかかる技術料のうち、自己負担した金額と同額	更新後の保険期間を含め通算2,000万円まで		10年満期 (自動更新)
		がん先進医療一時金*1	○	○	1回につき	15万円	1年間に1回を限度		
女性がん特約	女性特定ケア給付金*1	○	○	1回につき	20万円	更新後の保険期間を含め乳房観血切除術:1乳房につき1回ずつ 子宮全摘出術:1回 卵巣全摘出術:1卵巣につき1回ずつ	10年満期 (自動更新)		
	乳房再建給付金*1	○	○	1回につき	50万円	更新後の保険期間を含め1乳房につき1回ずつ			
オプション	診断給付金複数回支払特約	○	○	1回につき	がんの場合 50万円 上皮内新生物の場合 5万円	2年に1回を限度回数無制限	終身 (一生涯保障)		
	外見ケア特約	外見ケア給付金*1	○	○	頭髮の脱毛症状 1回につき	10万円	更新後の保険期間を含め1回限り	10年満期 (自動更新)	
					顔・頭部の手術、手足の切断術 1回につき	20万円	更新後の保険期間を含めそれぞれ1回ずつ		
	緩和療養特約	緩和療養給付金*1	○	○	治療を受けた月ごと	5万円	24回を限度	終身 (一生涯保障)	
	特定保険料払込免除特約	保険料払込免除*1*2	○	○	以後の保険料はいただきません(保障は継続します)				

+ さらにご希望にあわせて特約を付加して、がんの保障を強化できます。

\*1 上皮内新生物は保障対象外 \*2 入院や通院が所定の条件に該当したとき \*3 所定の治療とは、手術・放射線治療・抗がん剤治療(経口投与を除く)・ホルモン剤治療(経口投与を除く)をいいます。 \*4 がん・上皮内新生物の診断から2年以上経過後に所定の治療を受けたとき

商品の特長  
 診断保障充実プラン  
 スタンダードプラン  
 保障内容  
 オールインプラン  
 契約後のサービス  
 支払事由  
 Q&A

# お受取例について

⚠ 支払事由・支払限度などについては、11～12ページ「支払事由」、13～14ページ「Q&A」、「契約概要・注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

## ケース1

### 大腸がんのケース



初めてがん(大腸がん)と診断され、検査などのために2日間通院。その後、16日間の入院\*1中に大腸の切除術を受けた。退院後は、1週間に1回の抗がん剤治療(注射)を6週間連続で受け、その後2週間は休薬期間とする治療を通院で6カ月(計18回)受けた。



### ご契約例 診断保障充実プラン+<がん先進医療特約> 入院給付金日額5,000円

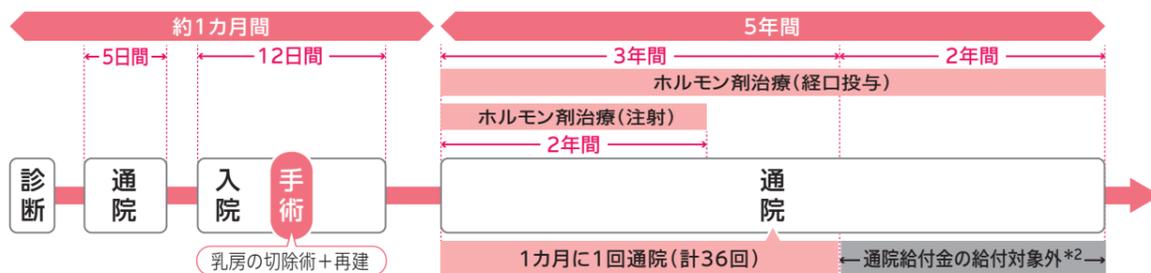
このようにお受け取りいただけます	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 診断給付金 50万円</li> <li>● 入院給付金 (5,000円×16日) 8万円</li> <li>● 通院給付金 (5,000円×入院前2日・退院後18日) 10万円</li> <li>● 手術治療給付金 10万円</li> <li>● 抗がん剤治療給付金 (治療を受けた月ごとに5万円×6カ月) 30万円</li> <li>● 特定診断給付金 (入院(16日)と所定の通院(18日)の合計日数が30日に達したため) 50万円</li> </ul>	合計金額 <b>158万円</b>
------------------	--	----------------------

## ケース2

### 乳がんのケース



初めてがん(乳がん)と診断され、検査などのために5日間通院。その後、12日間の入院\*1中に乳房切除術と同時に乳房再建術を受けた。退院後は、1カ月に1回の通院治療とホルモン剤治療(注射:2年間(3カ月に1回)/経口投与:5年間)を受けた。



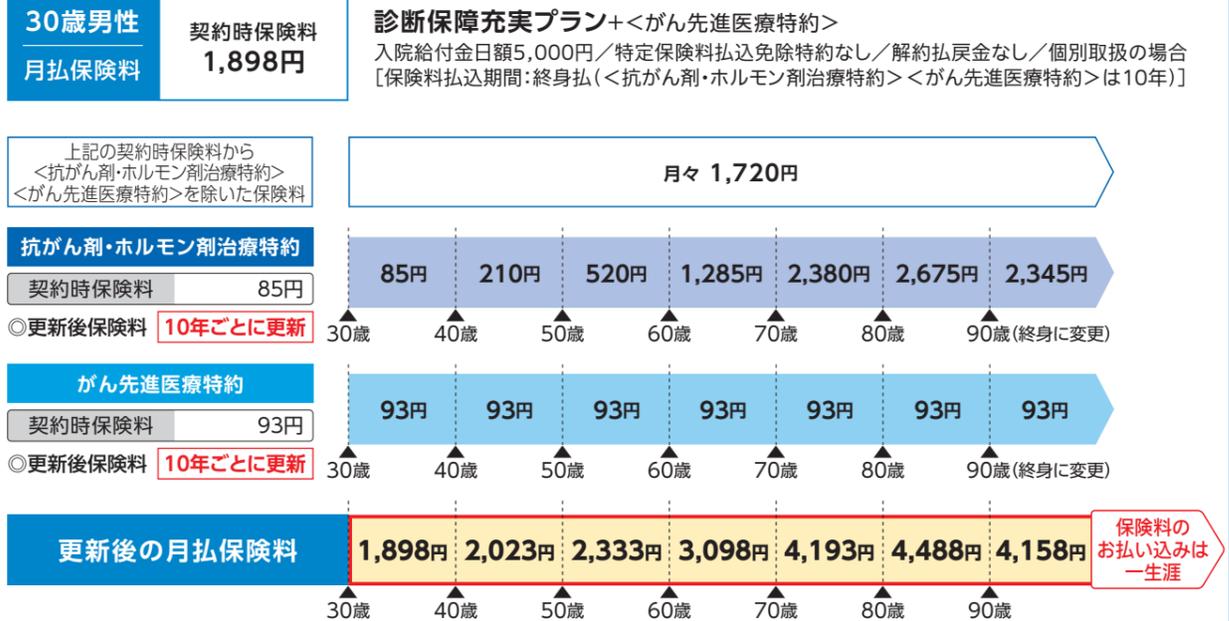
### ご契約例 診断保障充実プラン+<女性がん特約>+<がん先進医療特約> 入院給付金日額5,000円

このようにお受け取りいただけます	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 診断給付金 50万円</li> <li>● 入院給付金 (5,000円×12日) 6万円</li> <li>● 通院給付金 (5,000円×入院前5日・退院後36日) 20.5万円</li> <li>● 手術治療給付金 10万円</li> <li>● ホルモン剤治療給付金 (治療を受けた月ごとに2.5万円×60カ月) 150万円</li> <li>● 女性特定ケア給付金 20万円</li> <li>● 乳房再建給付金 50万円</li> </ul>	合計金額 <b>306.5万円</b>
------------------	---	------------------------

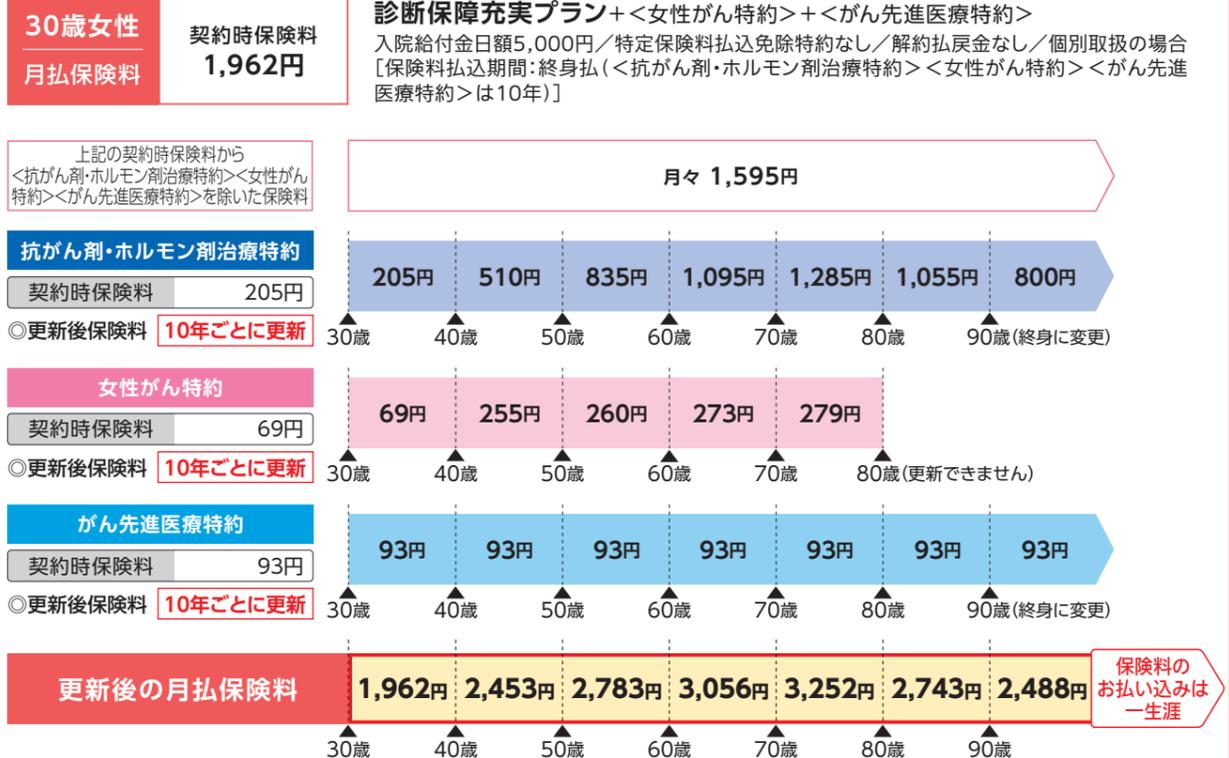
# 保険料のお払い込みについて

⚠ <抗がん剤・ホルモン剤治療特約>、<女性がん特約>、<がん先進医療特約>および<外見ケア特約>は10年ごとに更新があります。  
● 更新後の保険料は、更新日現在の被保険者の満年齢、保険料率によって決まります。  
● 更新時期など詳細については、「契約概要・注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

## 《ご参考》



## 《ご参考》



\*1 厚生労働省「平成29年 患者調査」の実績(平均在院日数)をもとに設定  
\*2 ホルモン剤治療(注射)で最後に通院した日から365日を超える通院であるため、通院給付金の給付対象外となります。  
※記載のお受取例は一例です。治療内容によっては、給付内容が異なる場合があります。

(2022年4月1日現在の保険料率によるものです)

# 高額療養費制度適用後の医療費にあわせて備えるプラン



オールインプランは、<がん治療保障特約>が付加された「生きるためのがん保険Days1」のプランであり、がん治療を幅広くまとめて保障します(所定の支払事由に該当する必要があります)。

- 保障内容**
- 入院給付金日額 5,000円
  - 入院給付金日額は、5,000円から10,000円の範囲で1,000円単位でお選びいただけます。
  - <がん治療保障特約>は、特約給付金額10万円と6万円からお選びいただけます。

男女共通		オールインプラン + <がん先進医療特約>		保険期間	
お支払いする金額					
基本保障	診断	診断給付金	一時金として がんの場合 <b>50万円</b> 上皮内新生物の場合 <b>5万円</b>	がん・上皮内新生物それぞれ1回限り	終身 (一生涯保障)
	入院	入院給付金	1日につき <b>5,000円</b>	日数無制限	
	通院	通院給付金	1日につき <b>5,000円</b>	①所定の治療*1のための通院は日数無制限 ②所定の通院期間中(365日以内)は日数無制限	
がん治療保障特約	治療給付金	治療を受けた月ごと	高額療養費制度の自己負担限度額にあわせて、お選びください。	更新後の保険期間を含め通算60回まで	10年満期 (自動更新)
	手術	放射線治療	抗がん剤・ホルモン剤治療	緩和療養	を受けたとき
	特約給付金額10万円の場合	特約給付金額6万円の場合			
がん先進医療特約	がん先進医療給付金*2	1回につき	先進医療にかかる技術料のうち、自己負担した金額と同額	更新後の保険期間を含め通算2,000万円まで	10年満期 (自動更新)
	がん先進医療一時金*2	1回につき	<b>15万円</b>	1年間に1回を限度	
オプション	診断給付金複数回支払特約	複数回	がんの場合 <b>50万円</b> 上皮内新生物の場合 <b>5万円</b>	2年に1回を限度回数無制限	終身 (一生涯保障)
	特定診断給付金特約	外見ケア特約	特定保険料払込免除特約		

※オールインプランには<緩和療養特約>は付加できません。

さらにご希望にあわせて特約を付加して、がんの保障を強化できます。

- 保障が始まるまで3カ月の待ち期間があります。
- 保障が始まる日以後に診断確定されたがん(悪性新生物)・上皮内新生物(大腸の粘膜内がん、子宮頸部の上皮内がん、乳腺の非浸潤がんなど)の保障となります。
- 特約のみのお申し込みはできません。<がん治療保障特約>、<診断給付金複数回支払特約>、<特定診断給付金特約>および<特定保険料払込免除特約>の中途付加はできません。
- ※支払事由・支払限度などについては、11~12ページ「支払事由」、13~14ページ「Q&A」、「契約概要・注意喚起情報」、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

\*1 所定の治療とは、手術・放射線治療・抗がん剤治療(経口投与を除く)・ホルモン剤治療(経口投与を除く)をいいます。  
\*2 上皮内新生物は保障対象外  
\*3 がん・上皮内新生物の診断から2年以上経過後に所定の治療を受けたとき

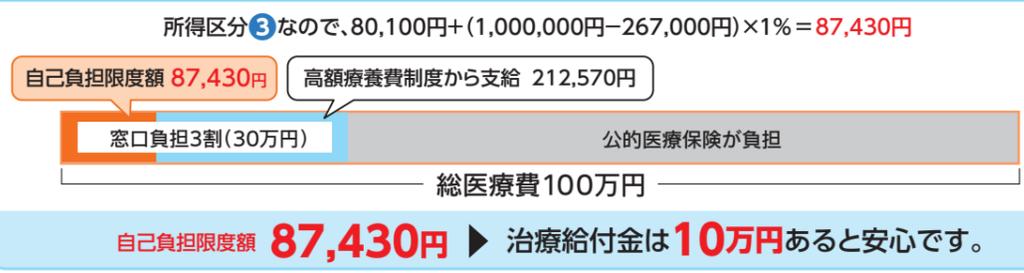
## 高額療養費制度について

高額療養費制度とは、同一月(1日から末日まで)にかかった公的医療保険制度の対象となる医療費の自己負担限度額を超えた場合に、その超えた金額が支給される制度です。

### 69歳以下の場合

所得区分	1カ月あたりの自己負担限度額(世帯ごと)	4回目からの自己負担限度額*1
① 年収約1,160万円~	252,600円+(総医療費-842,000円)×1%	140,100円
② 年収約770万円~約1,160万円	167,400円+(総医療費-558,000円)×1%	93,000円
③ 年収約370万円~約770万円	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%	44,400円
④ ~年収約370万円	57,600円	44,400円
⑤ 住民税非課税者	35,400円	24,600円

例 59歳 男性(所得区分③の場合) 1カ月に100万円の医療費がかかった場合



### 70歳以上の場合

所得区分	1カ月あたりの自己負担限度額(世帯ごと)		4回目からの自己負担限度額*1
	外来(個人ごと)		
① 年収約1,160万円~	252,600円+(総医療費-842,000円)×1%		140,100円
② 年収約770万円~約1,160万円	167,400円+(総医療費-558,000円)×1%		93,000円
③ 年収約370万円~約770万円	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%		44,400円
④ 年収約156万円~約370万円	18,000円(年144,000円)	57,600円	44,400円
⑤ 住民税非課税世帯*2		24,600円	24,600円(多数回該当なし)
⑥ 住民税非課税世帯(年金収入80万円以下など)	8,000円	15,000円	15,000円(多数回該当なし)

例 72歳 女性(所得区分④の場合) 1カ月に100万円の医療費がかかった場合



\*1 同一世帯で1年間(直近12カ月)に3回以上高額療養費が支給された場合は、「多数回該当」となり4回目以降の自己負担限度額が軽減されます。  
\*2 住民税非課税世帯のうち、所得区分⑥に該当しない世帯を指します。  
※2022年1月現在の社会保障制度にもとづいて記載しています。詳しくは厚生労働省のホームページをご確認ください。

商品の特長

診断保障充実プラン  
スタンダードプラン

保障内容

オールインプラン

ご契約後のサービス

支払事由

Q & A

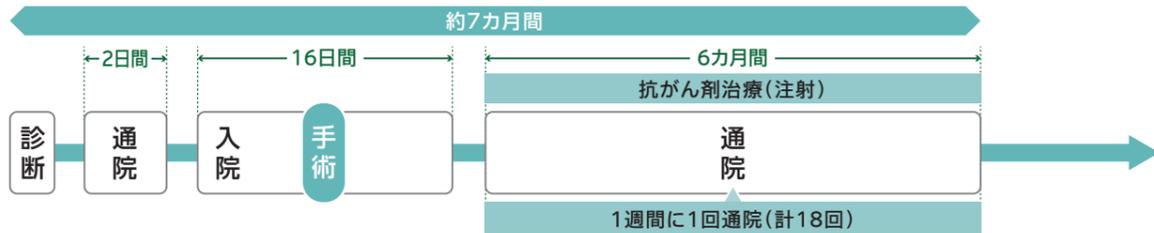
# お受取例について

⚠ 支払事由・支払限度などについては、11～12ページ「支払事由」、13～14ページ「Q&A」、「契約概要・注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

## 大腸がんのケース



初めてがん(大腸がん)と診断され、検査などのために2日間通院。その後、16日間の入院\*中に大腸の切除術を受けた。退院後は、1週間に1回の抗がん剤治療(注射)を6週間連続で受け、その後2週間は休薬期間とする治療を通院で6カ月(計18回)受けた。



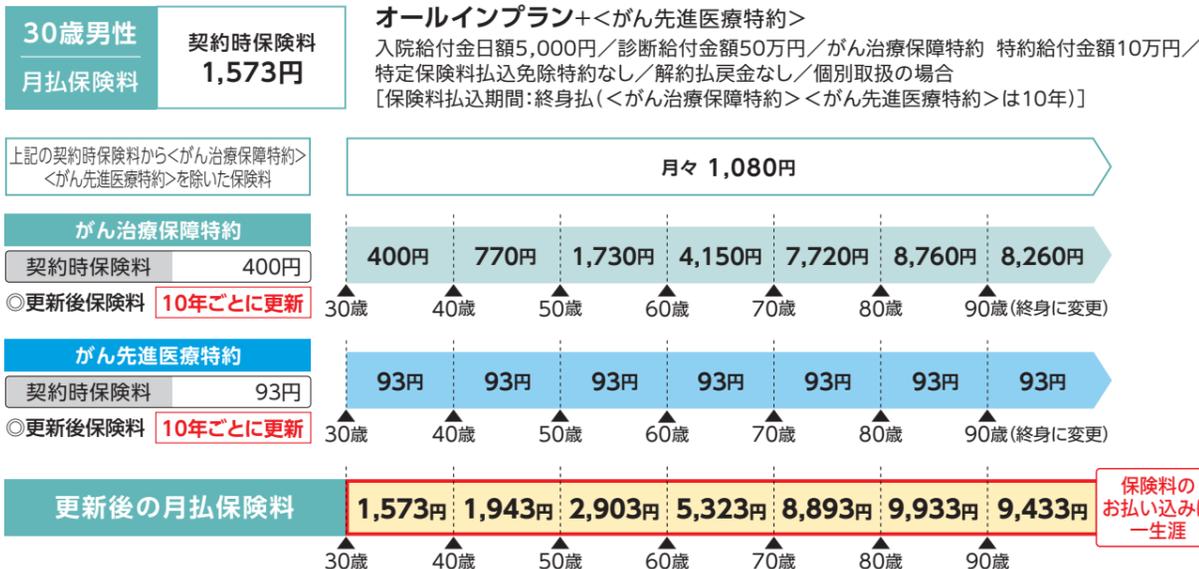
ご契約例	オールインプラン+<がん先進医療特約>	入院給付金日額5,000円/診断給付金額50万円/ がん治療保障特約 特約給付金額10万円	
このようにお受け取りいただけます	● 診断給付金	50万円	合計金額 <b>138万円</b>
	● 入院給付金 (5,000円×16日)	8万円	
	● 通院給付金 (5,000円×入院前2日・退院後18日)	10万円	
	● 治療給付金 (10万円×7カ月)	70万円	

\* 厚生労働省「平成29年 患者調査」の実績(平均在院日数)をもとに設定  
※記載のお受取例は一例です。治療内容によっては、給付内容が異なる場合があります。

# 保険料のお払い込みについて

⚠ <がん治療保障特約>、<がん先進医療特約>および<外見ケア特約>は10年ごとに更新があります。  
● 更新後の保険料は、更新日現在の被保険者の満年齢、保険料率によって決まります。  
● 更新時期など詳細については、「契約概要・注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

## 《ご参考》



(2022年4月1日現在の保険料率によるものです)

# ご契約後のサービス

「生きるためのがん保険Days1」にご加入いただくとご利用いただけます。



ダックの  
がん治療相談  
サービス

がん治療に関する経済的リスク以外の不安や心配ごとに対しても、しっかりとサポートします。

納得のいく治療を進めるために、病状や治療法についての理解や、生活の不安の解消、心のケアなどに役立つサービスを無償でご利用いただけます。

突然のがん告知。何をどうすればいい？ 治療中や治療後に相談できる人がいない…	<b>訪問面談サービス</b>	5年以上の臨床経験とがんの知識を持った看護師である「 <b>がん患者専門カウンセラー</b> *1」が患者さんやご家族の疑問・悩みなどを踏まえて病気の解説などを行い、 <b>納得した医療が受けられるようサポート</b> します。	● 初回の面談(約2時間) ※面談場所は、病院やご利用者さまの最寄り駅近くの喫茶店などご自宅以外の公共の場所で事前に相談して決められます。 ● 面談後のフォローコール2回(1回30分) ※無償の範囲を超えるご利用は、有償となります。
自分にあった治療や病院とは？ 専門医を紹介してほしい	<b>専門医紹介サービス</b>	専門分野の医師同士による相互評価で選出された「 <b>ベストドクターズ</b> 」の中から、 <b>ご利用者さまに最適な医師</b> を選び、診察受け入れの承認を得てご紹介します。	● 1回につき原則1名を紹介 ● 複数回ご利用可能 ※検査や治療などにかかる費用は、ご利用者さま負担となります。
医師に言われた通りの治療法でよいのかな？ 医師の説明がむずかしくてわからない…	<b>セカンドオピニオンサービス</b>	「ベストドクターズ」の中からご紹介する専門医との面談で、 <b>診断や治療法などについてのセカンドオピニオン</b> (主治医とは別の医師の意見)を受けることができます。	● 1回につき原則1名を紹介 ● 複数回ご利用可能 ● セカンドオピニオン受診費用無料 ※検査や治療などにかかる費用は、ご利用者さま負担となります。
治療選択の悩み	<b>Webセカンドオピニオンサービス</b>	診療情報をアップロードし、相談することで、 <b>がん専門医のセカンドオピニオンがレポート形式で届くWebサービス</b> です。医療機関を訪問することなく、速やかに情報を取得できます。	● 1回につき2レポートまで取得可能 ● レポート取得にかかる費用無料 ※診療情報提供書の発行および受診された医療機関での診察にかかる費用などはご利用者さま負担となります。
治療は何に気をつけて生活したらよいのかな？ 脱毛したらどうしよう	<b>がん治療に伴う生活情報サービス</b>	がん治療にともなう <b>“外見”や“生活面”での変化をサポートする情報を集約した冊子</b> を提供します。なお、ご利用対象のご契約をお持ちでない方も、Webにて同様の情報をご覧いただけます。	● 外見とからだのケア ● 治療中の食事 ● 手術前・後、治療中の生活術 ● からだを動かす ● リフレッシュ・心を養う ● コミュニケーション

がん専門相談サービス  
**プレミアサポート**

「訪問面談サービス」「専門医紹介サービス」「セカンドオピニオンサービス」「Webセカンドオピニオンサービス」は(株)法研、「がん治療に伴う生活情報サービス」は(株)保健同人社が提供するサービスであり、アフラックの保険契約による保障内容ではありません。●サービス利用の対象となるがん保険に複数ご加入いただいても、無償での提供回数は変わりません。●これらのサービスは、2022年1月現在のものであり、将来予告なく変更もしくは中止される場合があります。●その他、詳細につきましては、[アフラックホームページ](https://www.aflac.co.jp/cancerservice/) https://www.aflac.co.jp/cancerservice/ をご確認ください。

\*1 (株)法研独自の呼称です。 \*2 Best Doctors®およびベストドクターズは、Best Doctors, Inc.の商標です。 \*3 Findme®は、リーズンホワイ(株)の商標です。●「訪問面談サービス」「専門医紹介サービス」「セカンドオピニオンサービス」は(株)法研、「Webセカンドオピニオンサービス」はリーズンホワイ(株)、「がん治療に伴う生活情報サービス」は(株)保健同人社が提供するサービスであり、アフラックの保険契約による保障内容ではありません。●サービス利用の対象となるがん保険に複数ご加入いただいても、無償での提供回数は変わりません。●これらのサービスは、2022年1月現在のものであり、将来予告なく変更もしくは中止される場合があります。●その他、詳細につきましては、[アフラックホームページ](https://www.aflac.co.jp/cancerservice/) https://www.aflac.co.jp/cancerservice/ をご確認ください。

# 支払事由

主契約・特約名称	給付金など	支払事由/免除事由	支払限度	支払対象	
				がん	上皮内新生物
主契約 がん保険 〔低・無解約 払戻金2018〕	診断給付金	初めて「がん」「上皮内新生物」と診断確定されたとき	がん・上皮内新生物 それぞれ1回限り	○	○ <sup>*1</sup>
	入院給付金	「がん」「上皮内新生物」の治療を目的とする入院をしたとき	日数無制限	○	○
	通院給付金	「がん」「上皮内新生物」の治療を目的とする つぎの①②いずれかの通院をしたとき ①所定の治療 <sup>*2</sup> のための通院 ②つぎの(a)(b)(c)いずれかの起算日からその日を含めて365日以内の通院 (a)初めて診断確定された日 (b)所定の治療 <sup>*2</sup> を受けた日 (c)退院日の翌日	①日数無制限 ②所定の通院期間中(365日以内) は日数無制限 ※通算・無制限	○	○
特定診断給付金特約	特定診断給付金	つぎの①②いずれかに該当したとき ①初めて「がん」と診断確定された月の初日から2年以内につぎの(a)および(b)の合計日数が30日に達したとき (a)「がん」の治療を目的とする入院の入院日数 (b)「がん」の治療を目的とする所定の通院 <sup>*3</sup> の通院日数 ②初めて「がん」と診断確定された月の初日から2年以上経過後に、つぎの(a)および(b)に該当したとき (a)「がん」と診断確定されていること (b)「がん」の治療を目的とする入院または所定の通院 <sup>*3</sup> をしていること	1回限り	○	—
手術・放射線治療特約〔2018〕	手術治療給付金	「がん」「上皮内新生物」の治療を目的とする所定の手術を受けたとき	一連の手術については14日間に1回を限度 回数無制限	○	○
	放射線治療給付金	「がん」「上皮内新生物」の治療を目的とする所定の放射線治療(電磁波温熱療法を含む)を受けたとき	60日に1回を限度 回数無制限	○	○
抗がん剤・ホルモン剤治療特約〔2018〕	抗がん剤治療給付金	「がん」の治療を目的とする所定の抗がん剤治療や所定のホルモン剤治療を受けたとき	治療を受けた月ごとに1回を限度 更新後の保険期間を含め、特約給付金の給付倍率を 通算して120倍まで  (給付倍率 ・ホルモン剤治療(乳がん・ 前立腺がんの場合): 1倍 ・上記以外: 2倍)	○	—
	ホルモン剤治療給付金				
がん先進医療特約 <sup>*4</sup> 〔2018〕	がん先進医療給付金	「がん」の診断や治療で所定の先進医療を受けたとき	更新後の保険期間を含め、 通算2,000万円まで	○	—
	がん先進医療一時金		1年間に1回を限度		

\*1 支払額はがんの場合の給付金額の10%です。  
 \*2 所定の治療とは、手術・放射線治療(電磁波温熱療法を含む)・抗がん剤治療(経口投与を除く)・ホルモン剤治療(経口投与を除く)をいいます。  
 \*3 所定の通院とは、手術・放射線治療(電磁波温熱療法を含む)・抗がん剤治療(経口投与を除く)のための通院をいいます(ホルモン剤治療のための通院は含みません)。  
 \*4 保障の対象となる先進医療は、厚生労働大臣が認める医療技術で、医療技術ごとに適応症(対象となる疾患・症状等)および実施する医療機関が限定されています。また、厚生労働大臣が認める医療技術・適応症・実施する医療機関は随時見直されます。



● 給付金などのお支払いについて、詳しくは、「契約概要・注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。  
 ● 「契約の限度」については、「契約概要・注意喚起情報」をご確認ください。  
 ● <がん治療保障特約>を付加する場合、<手術・放射線治療特約>、<抗がん剤・ホルモン剤治療特約>、<女性がん特約>および<緩和療養特約>は付加できません。  
 ● アフラックの「がん保険」「医療保険」に付加する先進医療の特約は、被保険者お1人につき通算して1特約のみご契約いただけます。

主契約・特約名称	給付金など	支払事由/免除事由	支払限度	支払/免除対象	
				がん	上皮内新生物
女性がん特約〔2018〕	女性特定ケア給付金	「がん」の治療を目的とする乳房観血切除術、子宮全摘出術、卵巣全摘出術を受けたとき	更新後の保険期間を含め、 乳房観血切除術: 1乳房につき1回ずつ 子宮全摘出術: 1回 卵巣全摘出術: 1卵巣につき1回ずつ	○	—
	乳房再建給付金	女性特定ケア給付金が支払われる乳房観血切除術を受けた乳房について、乳房再建術を受けたとき	更新後の保険期間を含め、 1乳房につき1回ずつ	○	—
がん治療保障特約	治療給付金	「がん」「上皮内新生物」の治療を目的とするつぎの①②③④のいずれかを受けたとき ①所定の手術 ②所定の放射線治療(電磁波温熱療法を含む) ③所定の抗がん剤治療・ホルモン剤治療 ④所定の緩和療養	治療を受けた月ごとに1回を限度 更新後の保険期間を含め、 60回まで	○	○
診断給付金複数回支払特約〔2018〕	複数回診断給付金	[初回]初めて「がん」と診断確定された月の初日から2年以上経過後に、つぎの①および②に該当したとき ①「がん」と診断確定されていること ②「がん」の治療を目的とする入院または所定の通院 <sup>*3</sup> をしていること [2回目以降]前回の「がん」による複数回診断給付金をお支払いした月の初日から2年以上経過後に上記の①および②に該当したとき ※「上皮内新生物」の場合も同様	がん・上皮内新生物それぞれ 2年に1回を限度 回数無制限	○	○ <sup>*1</sup>
外見ケア特約	外見ケア給付金	「がん」の治療により頭髪に脱毛の症状が生じたとき	更新後の保険期間を含め、1回限り	○	—
		「がん」の治療を目的とするつぎの①②いずれかの手術を受けたとき ①顔または頭部に生じた「がん」の摘出術または切除術 ②手指または足指の第一関節以上の切断術(四肢切断術を含む)	更新後の保険期間を含め、 ①②それぞれ1回ずつ	○	—
緩和療養特約	緩和療養給付金	「がん」による痛みを和らげる治療と緩和ケアのための入院または在宅医療を受けたとき	治療を受けた月ごとに1回を限度 保険期間を通じ24回を限度	○	—
特定保険料払込免除特約	—	つぎの①②いずれかに該当したとき ①初めて「がん」と診断確定された月の初日から2年以内につぎの(a)および(b)の合計日数が30日に達したとき (a)「がん」の治療を目的とする入院の入院日数 (b)「がん」の治療を目的とする所定の通院 <sup>*3</sup> の通院日数 ②初めて「がん」と診断確定された月の初日から2年以上経過後に、つぎの(a)および(b)に該当したとき (a)「がん」と診断確定されていること (b)「がん」の治療を目的とする入院または所定の通院 <sup>*3</sup> をしていること ※特定診断給付金の支払事由と同じ	—	○	—

# いろいろな疑問にお答えします [Q&A]

**!** お申し込みの前にご確認ください。  
(詳しくは「契約概要・注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。)

**Q** もしものとき、どうすればいいのですか？

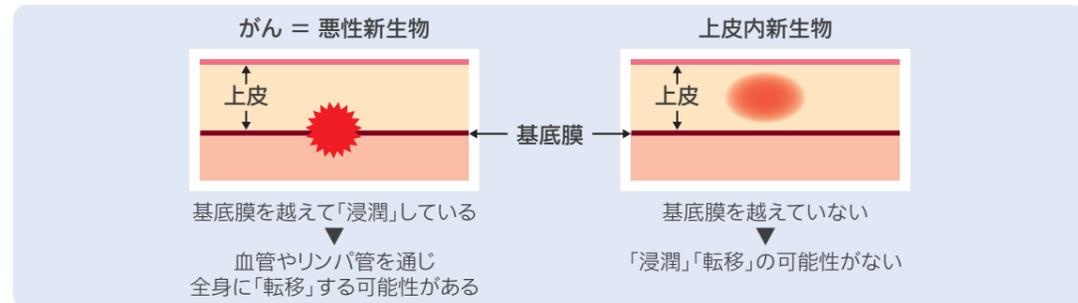
**A** 給付金などをお受け取りになる事由が発生した場合は、アフラックまでご連絡ください。

**Q** 「がん(悪性新生物)」と「上皮内新生物」の違いは何ですか？

**A** 以下をご確認ください。

この保険の「がん」とは、「悪性新生物」のことをいいます。「上皮内新生物」は一般に浸潤もなく転移の可能性もありません。「がん(悪性新生物)」と「上皮内新生物」の定義および診断確定について、詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

## 「がん(悪性新生物)」と「上皮内新生物」の違い(例:子宮頸部)



上皮内新生物に含まれるもの	子宮頸部の上皮内がん・高度異形成・中等度異形成、乳腺の非浸潤がん、膀胱の非浸潤がん、大腸の粘膜内がん、皮膚のボーエン病など
がん・上皮内新生物に含まれないもの(支払対象外)	子宮筋腫などの「良性新生物」、子宮頸部の軽度異形成など

**Q** 「指定代理請求特約」とはどのような特約ですか？

**A** 給付金などの受取人が給付金などを請求できない特別な事情がある場合、あらかじめ指定された方(指定代理請求人)が給付金などの受取人に代わって請求できる特約です。

◎詳しくは「契約概要・注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

**Q** 税法上の取り扱いについて教えてください。

**A** 保険料・給付金などの税金については、以下をご確認ください。

※2022年1月現在の税制にもとづき記載しており、今後変更される可能性があります。

■保険料について  
納税する方が契約者(保険料負担者)、受取人が本人(契約者)または配偶者その他の親族(6親等内の血族と3親等内の姻族)であるご契約が、生命保険料控除の対象となります。生命保険料控除の対象となる保険料は、「一般生命保険料」「介護医療保険料」「個人年金保険料」に分けられます。この商品の保険料は、「介護医療保険料控除」の対象となります。

■各給付金について  
受取人が被保険者、その配偶者もしくはその直系血族、または生計を一にするその他の親族の場合、非課税となります。

◎実際の税務については、所轄の税務署または税理士にご確認ください。

※インターネットによる通信販売で、ご加入いただける商品プランです。通信販売以外のお取り扱いでは、お選びいただけるプランが異なります。

- お申し込みの際には、この「パンフレット」のほか、「契約概要・注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」を必ずご確認ください。
- 「ご契約のしおり・約款」にはご契約にともなう大切なことながら掲載されていますので必ずご一読いただきますよう、お願いいたします。
- 「パンフレット」は大切に保管してください。

#### ご確認ください

- 本商品はアフラックを引受保険会社とする生命保険で、預金ではありません。したがって、元本保証はなく、預金保険制度の対象ではありません。
- 本商品に関するお客さまのお取り引きが、募集代理店におけるお客さまに関する他の業務やお取り引きに影響を与えることはありません。
- 募集代理店が保険募集を行うにあたって、事前にお客さまにご確認・ご同意いただく事項があります。また、本商品の募集にあたって、募集代理店がお客さまに勤務先などをお伺いし、法令上定める「銀行等保険募集制限先」に該当するか確認させていただきます。

- 募集代理店に融資をお申し込み中のお客さまなどに対しては、本商品の募集を行わない場合があります。

#### 生命保険募集人について

- アフラックの生命保険募集人は、お客さまとアフラックとの保険契約の締結の媒介を行う者で、告知受領権や保険契約の締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからのお申し込みに対してアフラックが承諾したときに有効に成立します。

#### ご契約後のお問い合わせ・お手続きについて

- ご契約後のお問い合わせ・お手続きなどは、引受保険会社および募集代理店にて受け付けております。
- 募集代理店では、当該募集代理店が保険募集を行った保険契約に関して、お客さまからのご照会・お問い合わせなどに対応します。なお、お問い合わせいただく内容によっては、引受保険会社が、募集代理店より連絡を受け対応させていただく場合があります。また、給付金などの請求手続きや各種手続方法のご照会などについて、引受保険会社にて対応させていただく場合があります。
- 募集代理店が共同募集を行っている場合、募集代理店間の業務内容については、当該募集代理店にご確認ください。

<ご契約後は、ご家族および指定代理請求人を指定されている場合は指定代理請求人に必ずお知らせください。>

## お客さまからの照会・相談・苦情などのご連絡先

◇保険に関する照会・相談・苦情などがありましたら、以下の窓口でお受けいたします。

契約内容の照会・各種お問い合わせ・  
ご相談ならびに苦情について

**アフラックコールセンター 0120-555-027**

月～金および第2・4土曜日(祝日・年末年始を除く)9:00～17:00

◇この商品に係る指定紛争解決機関は「一般社団法人 生命保険協会」です。

◇(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」でも、電話・文書(電子メール・FAXは不可)あるいは直接お越しいただくことで、生命保険に関するさまざまな照会・相談・苦情をお受けしています。また、生命保険相談所では全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお客さまの相談をお受けしています。

ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>

◇生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合は、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に「裁定審査会」を設け、契約者などの正当な利益の保護を図っています。

お問い合わせ、お申し込みは  
<募集代理店>

 **MUFG 株式会社 三菱UFJ銀行**

三菱UFJ銀行コールセンター〔保険〕

**0120-860-777**

月～金曜日 9:00～17:00(祝日・12/31～1/3 等を除く)

<https://www.bk.mufg.jp>

◎保険料および保障内容などは、2022年4月1日現在のものです(ただし、アフラックは、将来、新たな保険契約に対して保険料や保障内容を変更する場合があります)。

◎契約内容を変更された場合、変更後の保険料は変更日現在の保険料率によって計算する場合があります。

<引受保険会社> 保険契約の主体はお客さまと引受保険会社になります。

 **アフラック**  
〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル  
<https://www.aflac.co.jp/>